

報告第3号

専決処分したものにつき承認を求めることについて

加西市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和6年6月5日提出

加西市長 高橋晴彦

専決第3号

専 決 処 分 書

加西市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令（令和6年総務省令第43号）が令和6年4月19日に公布され、同日から施行されることに伴い、加西市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年加西市条例第10号）の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年4月19日

加西市長 高 橋 晴 彦

加西市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部  
を改正する条例

加西市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成 28 年加西市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「規定する特定業務施設」の右に「及び同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるもの」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の加西市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例第 2 条第 1 項の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

(審議資料)

地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令（令和 6 年総務省令第 43 号）が令和 6 年 4 月 19 日に公布され、同日から施行されることに伴い、加西市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分し、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるもの。

**【概要】**

- ・固定資産税の不均一課税の対象となる施設に子育て支援施設等を追加